

○厚生労働省告示第百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

所得の区分	居室等の区分	額
一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号、以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 千三百十円
	ユニット型準個室	一日につき 千三百十円
二 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	従来型個室（特養等）	一日につき 八百二十円
	多床室（特養等）	一日につき 三百七十円
三 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額が施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの	多床室（特養等）	一日につき 三百七十円
	多床室（老健・療養等）	一日につき 三百七十円
四 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス）をいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービス）をいう。以下同じ。）を受ける日介護する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第二十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（昭和二十五年法律第二十二号）の合計所得金額をい）の合計額が八十万円以下のも	多床室（老健・療養等）	一日につき 三百七十円
	多床室（特養等）	一日につき 三百七十円
五 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）	多床室（老健・療養等）	一日につき 三百七十円
	多床室（特養等）	一日につき 三百七十円

三

所得の区分	居室等の区分	額
イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十四号）に基づく老齢福祉年金（その金額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	従来型個室（特養等）	一日につき 三百二十円
	多床室（特養等）	一日につき 零円
ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）	多床室（特養等）	一日につき 零円
	多床室（老健・療養等）	一日につき 零円
ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	多床室（老健・療養等）	一日につき 零円

表備考五中「多床室」の下に「（特養等）」を加え、同備考に次のように加える。
六 この表において「多床室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室（老健・療養等）をいう。

○厚生労働省告示第百九号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

表多床室の項中「三百七十円」を「八百四十円」に改める。
○厚生労働省告示第百十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の規定に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号イ(1)(i)中「並びにユニット」を「ユニット」に改め「短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに」、「介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16」、「並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイから二までの注15及び注16」及び「介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに」を削り「除く。」の下に「並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が二人以上のも」を加え、同号イ(1)(ii)中「居室等」の下に「指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。」を加える。